

(介護予防) 訪問看護 重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別途「運営規程」に定め、訪問看護ステーションの看護師その他の従事者が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

訪問看護ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、ターミナルケアにおいては、心身及び精神状態を踏まえたうえで利用者及び家族の意向に沿った看取りを支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

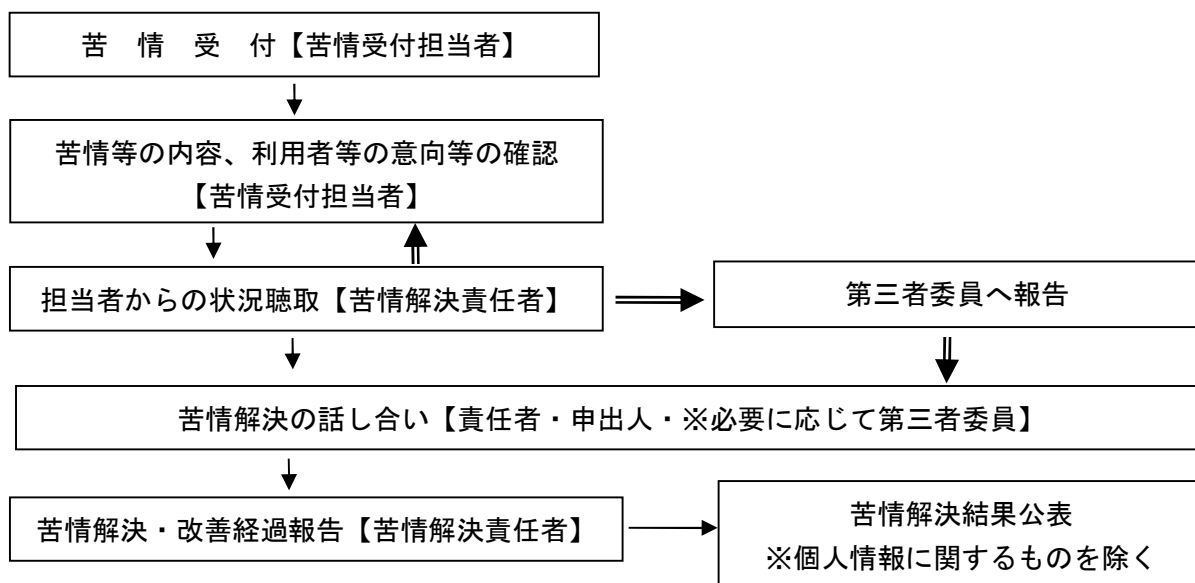
2. 当事業所が提供するサービスについての苦情・相談窓口

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

	電話番号	担当
当事業所	0774 (25) 1150	管理者 玉城 江里
宇治市役所	0774 (22) 3141	健康長寿部介護保健課
京都市伏見区役所	075 (611) 2279	保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課
久御山町役場	075 (631) 9903	民生部住民福祉課
京都府福祉サービス運営適正化委員会	075 (252) 2152	
京都府国保連合会	075 (354) 9050	介護保険課

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。上記以外にも保険者等でも苦情を受け付けています。

苦情対応方法



※ ➡ 必要に応じて対応指示

3. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

法人名及び事業所名称	社会福祉法人京都悠仁福祉会 訪問看護ステーションふくろう
所在地	京都市宇治市宇治里尻36-35
サービス及び指定番号	訪問看護/介護予防訪問看護(2661290151)
サービスを提供する地域	原則として宇治市・京都市伏見区向島・久御山町市田・久御山町林中垣内

※ 上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管 理 者	看護師	1名	0名	1名
看護師等	看護師等	3名	4名	7名
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	0名	0名	0名

※ 管理者は看護師等と兼務(常勤兼任)

(3) サービス提供時間

月曜日～金曜日	8:45～17:00	
土曜日・日曜日	原則休業	年末・年始(12/30～1/3)を含む

※ 緊急時訪問看護加算対象者の方は24時間対応いたします。

※ 上記時間帯以外の場合は料金が異なります。

4. サービス内容

医師の指示のもと居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成する「居宅サービス計画」又は介護予防支援事業所の担当者が作成する「介護予防プラン」に基づき、以下のサービスを提供いたします。

【在宅療養の援助】

- 病状のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍など、心の健康、生活動作、病気の予防など)
- 身体の清潔のお世話、食生活の指導・援助、排泄のお世話
- 療養環境整備
- 寝たきり床ずれ予防のためのお世話、コミュニケーションの援助
- 慢性疾患の看護と療養生活の相談
- 医師の指示の医療処置(床ずれ・その他の創部の処置・留置カテーテルの管理等)
- 服薬指導・管理などの相談

【リハビリテーション】

- 住環境整備（家屋改造・改善等）
- 日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、入浴など）

【介護相談】

- 同法人の居宅介護支援事業所等とともにあらゆるご相談サービス利用のお手伝いをいたします。

5. 利用料

（１）利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用料として以下の料金を徴収いたします。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、公費を受給されている方は利用料を全額又は一部免除されます。

【料金表－基本料金・昼間－】（１回の訪問につき）

○介護予防訪問看護（要支援１～２）

看護師

	1割負担	2割負担	3割負担
☐ 20分未満	316円	632円	948円
☐ 30分未満	470円	940円	1,410円
☐ 30分～1時間	828円	1,655円	2,482円
☐ 1時間～1時間30分	1,136円	2,272円	3,408円

准看護師

	1割負担	2割負担	3割負担
☐ 20分未満	284円	569円	853円
☐ 30分未満	423円	846円	1,269円
☐ 30分～1時間	745円	1,490円	2,234円
☐ 1時間～1時間30分	1,022円	2,045円	3,067円

理学療法士

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションとし、看護職員の代行として訪問します。

	1割負担	2割負担	3割負担
☐ 1回	－	－	－
☐ 2回	－	－	－
☐ 3回	－	－	－

○介護訪問看護（要介護１～５）

看護師

	1割負担	2割負担	3割負担
☐ 20分未満	328円	655円	982円
☐ 30分未満	491円	982円	1,473円
☐ 30分～1時間	858円	1,715円	2,573円
☐ 1時間～1時間30分	1,176円	2,351円	3,526円

准看護師

		1割負担	2割負担	3割負担
☐	20分未満	295円	590円	884円
☐	30分未満	442円	884円	1,326円
☐	30分～1時間	772円	1,544円	2,316円
☐	1時間～1時間30分	1,058円	2,116円	3,173円

理学療法士

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションとし、看護職員の代行として訪問します。

		1割負担	2割負担	3割負担
☐	1回	－	－	－
☐	2回	－	－	－
☐	3回	－	－	－

（1回あたり20分）

※ 基本利用料に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本と異なる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、契約者の「居宅サービス計画」に定められた目安の時間を基準とします。

【料金表－加算－】

（1回につき）

		1割負担	2割負担	3割負担	
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	7円	13円	19円	勤続7年以上の看護職員が常勤換算にて30%以上配置されていること等
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	4円	7円	10円	勤続3年以上の看護職員が常勤換算にて30%以上配置されていること等
☐	複数名訪問看護実施加算（30分未満）	265円	530円	794円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行ったとき
☐	複数名訪問看護実施加算（30分以上1時間未満）	419円	838円	1,257円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行ったとき
☐	長時間訪問看護加算（1時間30分以上）	313円	626円	938円	特別管理加算の対象者に対して1回の時間が1時間30分を超える場合
☐	介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとしてサービス提供を行った場合は所定単位数に18／1000を乗じた単位数を加算します			

(月 1 回)

	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
☐ 緊急時 訪問看護加算 (Ⅰ)	6 2 6 円	1, 2 5 1 円	1, 8 7 6 円	契約者の同意を得て、契約者又はその家族等に対して当該基準より 2 4 時間連絡・訪問体制をとり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合で緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合 (訪問看護契約書：第 1 3 条第 2 項)
☐ 緊急時 訪問看護加算 (Ⅱ)	5 9 9 円	1, 1 9 7 円	1, 7 9 5 円	契約者の同意を得て、契約者又はその家族等に対して当該基準より 2 4 時間連絡・訪問体制をとり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合 (訪問看護契約書：第 1 4 条第 2 項)
☐ 特別管理加算 (Ⅰ)	5 2 1 円	1, 0 4 2 円	1, 5 6 3 円	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とされる方
☐ 特別管理加算 (Ⅱ)	2 6 1 円	5 2 1 円	7 8 2 円	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方
☐ ターミナルケア加算	2, 6 0 5 円	5, 2 1 0 円	7, 8 1 5 円	亡くなられた利用者に対し、死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上にターミナルケアを行った場合、当該者の死亡月につき加算する。※亡くなられた場所は問わない (自宅、病院等)
☐ 看護・介護職員 連携強化加算	2 6 1 円	5 2 1 円	7 8 2 円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な方に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。
☐ 看護体制強化加算 (Ⅰ)	5 7 4 円	1, 1 4 7 円	1, 7 2 0 円	介護訪問看護 (要介護 1 ～ 5) 医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合
☐ 看護体制強化加算 (Ⅱ)	2 0 9 円	4 1 7 円	6 2 6 円	介護訪問看護 (要介護 1 ～ 5) 医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合
☐ 看護体制強化加算	1 0 5 円	2 0 9 円	3 1 3 円	介護予防訪問看護 (要支援 1 ～ 2) 医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合
☐ 専門管理加算	2 6 1 円	5 2 1 円	7 8 2 円	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を終了した看護師が訪問看護の実施に関する計画

					的な管理を行う場合
□	口腔連携強化加算	53円	105円	157円	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合

(その他)

		1割負担	2割負担	3割負担	
□	退院時共同指導加算	642円	1,284円	1,926円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院・入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合
□	初回加算（Ⅰ）	365円	730円	1095円	新規に訪問看護計画を作成した方に対して、退院した日に訪問看護を提供した場合
□	初回加算（Ⅱ）	313円	626円	938円	新規に訪問看護計画を作成した方に対して、退院した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合
□	遠隔死亡診断補助加算	157円	313円	469円	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

(2) 交通費

3. (1) に定めるサービスを提供する地域以外の方は、公共の交通機関利用相当の実費を徴収致します。

(3) その他

- ・ 死後の処置を行った場合、12,100円徴収いたします。
- ・ 契約者は、居宅においてサービス従業者が、サービスを実施するために使用する水道、ガス、電気等の費用を負担します（訪問看護契約書：第6条第4項）。
- ・ 料金のお支払い方法

事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、原則、翌月の最初の訪問時に手渡します（訪問看護契約書：第6条第2項）。

お支払い方法は、銀行振り込み、現金集金、口座引き落としの3通りの中からご契約の際に確認いたします。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、居宅介護支援事業所に連絡をいたします。

主治医	氏 名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	
居宅介護支援事業所又は 介護予防支援事業所	氏 名	
	連 絡 先	

7. 料金等の変更があった場合、直ちに新たな【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。

8. 個人情報の利用目的について

個人情報保護のため「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守します。また、オンラインでの会議やカンファレンスにおいても参加者以外への情報の漏えい防止に必要な安全管理を行います。したがって、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。また、退職後も同様とします。当事業所において利用者の個人情報の使用目的は以下のとおりです。

- ・当該事業所が利用者等に提供するサービス
- ・業務の維持・改善のための資料
- ・居宅介護支援事業所や医療機関等に対する情報提供
- ・学生の実習への協力
- ・介護保険業務
- ・科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）における厚生労働省への情報提供
- ・業務上必要な行政への対応
- ・ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ・損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ・当該事業所からの案内
- ・第三者評価及び外部監査

9. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、府・市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。別途処理要項を定めます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損

害賠償を行なうものとします。

10. 身体拘束の禁止について

- ・利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。
- ・事業者は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施します。

11. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ・事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

12. 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制を構築する為に次の措置を講じます。

- (1) 感染症対策・業務継続に関する定期的な会議の開催
- (2) 感染対策・業務継続に関する指針の整備
- (3) 定期的な研修及び訓練の実施
- (4) 事業所の備品の衛生的管理
- (5) 個人の健康管理

13. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシュアルハラスメント）

1 4. 第三者評価の受審状況

事業者では、個々のサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的として、介護サービス第三者評価を受診しています。

直近の受審年月日：令和6年3月11日

評価機名称：一般社団法人 京都私立病院協会

評価結果につきましては、当施設ホームページ及び京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページで閲覧いただけます。

- ・ 訪問看護ステーションふくろう

<http://www.takedahp.or.jp/groupwelfare/kyotoninchisho/>

- ・ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

<http://kyoto-hyoka.jp/>

1 5. 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、訪問看護計画書や契約書・重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行います。

【省令改正、通知改正】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

この説明書の内容は2026年6月21日より適用いたします。

年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所

(所在地) 京都府宇治市宇治里尻 3 6 - 3 5

(名 称) 訪問看護ステーションふくろう

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護について重要事項の説明を受け、同意し、受領しました。

契約者（利用者）

(氏 名)

署名代行者（又は法定代理人）（契約者との続柄：

(住 所)

(氏 名)

個人情報の使用に関する同意書

私と社会福祉法人京都悠仁福祉会との間で 年 月 日に締結した、訪問看護に関する契約書第 11 条の秘密保持に関し、以下のとおり私及び家族の個人情報を契約の有効期間中用いることに同意いたします。

1. 利用期間

訪問看護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

重要事項説明書 8 に定めた他、以下の内容について利用させていただきます

- 1) 利用者に関わる訪問看護計画書を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- 2) 医療機関（主治医を含む）、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- 3) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- 4) その他サービス提供で必要な場合
- 5) 上記の各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- 1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- 2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

年 月 日

契約者（利用者）

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）（契約者との続柄： ）

住 所

氏 名

利用者の家族等の代表者（自署）（続柄： ）

利用者に適切なサービスを提供する為に必要となる利用者の家族等の個人情報について関係事業者に提供・共有することに同意します。

住 所

氏 名

緊急時訪問看護加算同意書

私と社会福祉法人京都悠仁福社会との間で訪問看護契約書第14条第2項の緊急時の対応に関し、当事業所より必要性について重要事項説明書に基づき、説明を受けましたので同意します。

年 月 日

契約者（利用者）

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）（契約者との続柄： ）

氏 名